

# 地方自治体の運用の状況

## 住民同意制

### 概要

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者に対し、法律上の設置許可要件に加えて、地元住民の同意を得ることを、設置の要件としていること。

### 主な目的

住民と施設を設置しようとする者との間の紛争を防止するため。

※ この他、条例で、事業の計画書とそれについての説明会の計画書を事前に提出することを義務付け、知事が、住民・関係市町村・設置しようとする者の意見を調整するとしているものなどがある。

### 代表的な例

要綱において、以下のように規定。

- ① 関係住民の同意書を取得
- ② 知事に対し事業の計画書を提出し、許可申請の事前に協議
- ③ 事業者は、知事から事前協議終了の通知を受けてから、許可申請を行うものとする

## 域外廃棄物の搬入規制

### 概要

域外で発生した産業廃棄物を搬入しようとする者に対し、搬入に際して、自治体から承認を得ることなど事前の審査をすることを求め、何らかの制限を行うこと。

### 主な目的

- 区域外からの廃棄物の流入の事前把握のため。
- 不適正処理を防止するため。
- 区域外からの廃棄物の流入量を減らすため。

### 代表的な例

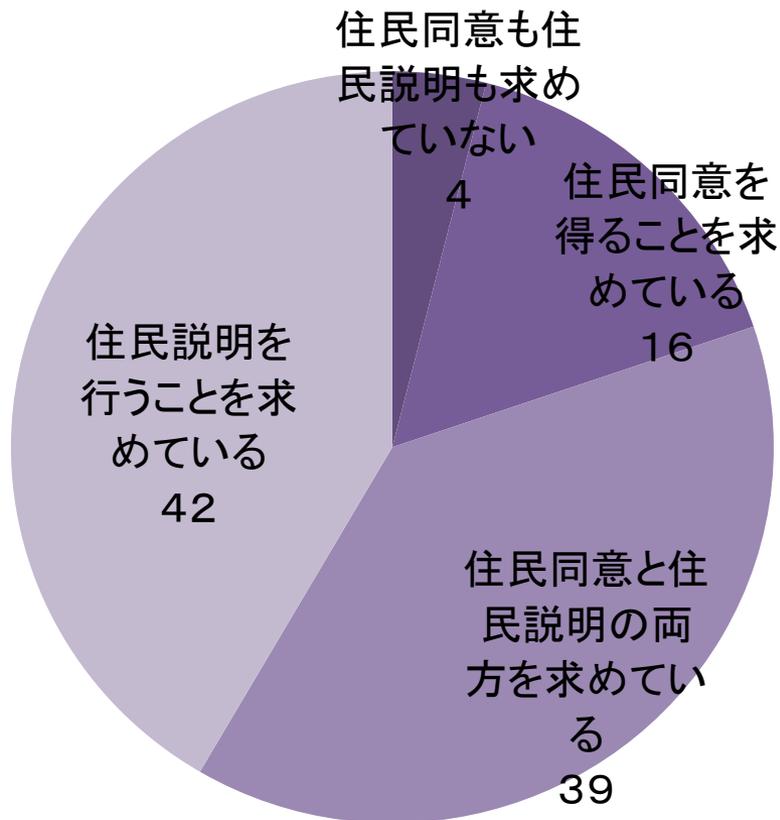
要綱又は条例において、以下のように規定。

- ① 域外産業廃棄物を搬入しようとする事業者は、知事に対し書面で事前に協議
- ② 知事は、独自の基準に適合することを審査・確認し、その旨を事業者に通知
- ③ 事業者は通知書を受けた後でなければ搬入してはならない
- ④ 事業者は、毎年、搬入状況について知事に報告

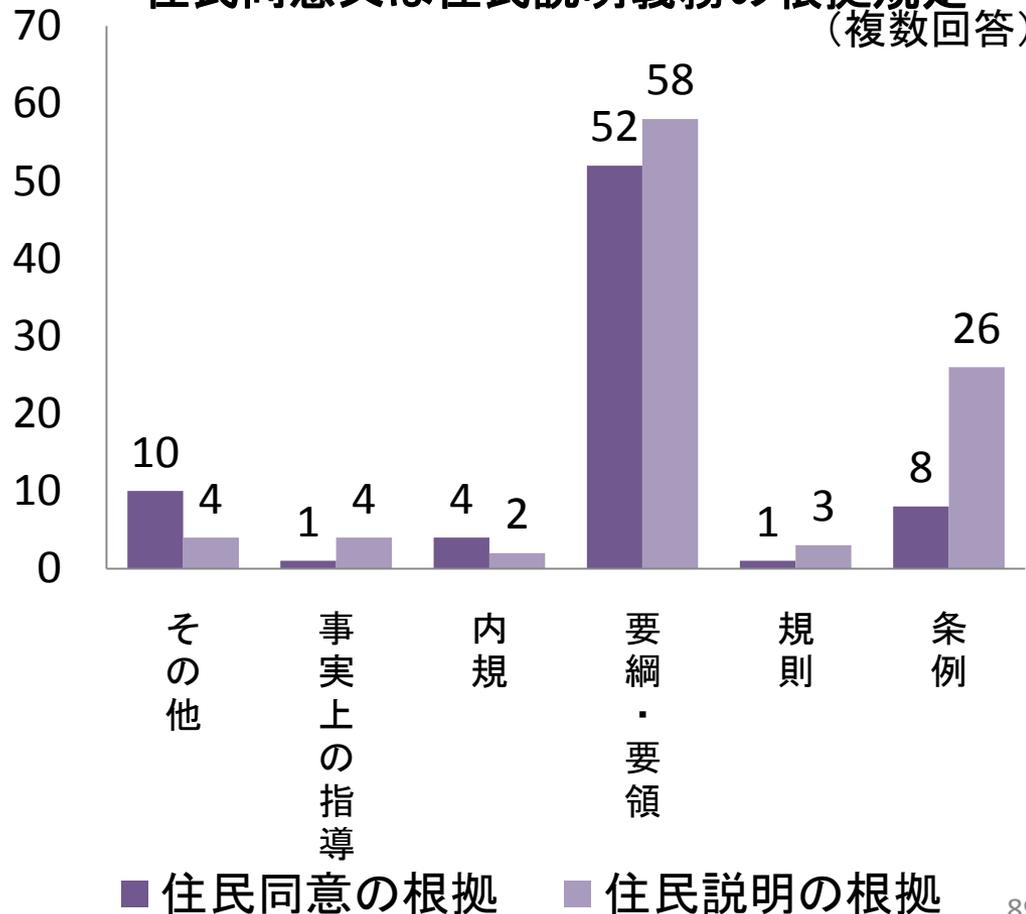
# 地方自治体における廃棄物処理施設の設置に関する住民同意・住民説明の導入状況

全自治体の90%が、住民同意又は住民説明の何れか又は両方を求めている。  
 住民同意を求めている自治体：計55      住民説明を求めている自治体：計81

## 住民同意又は住民説明の義務付け状況



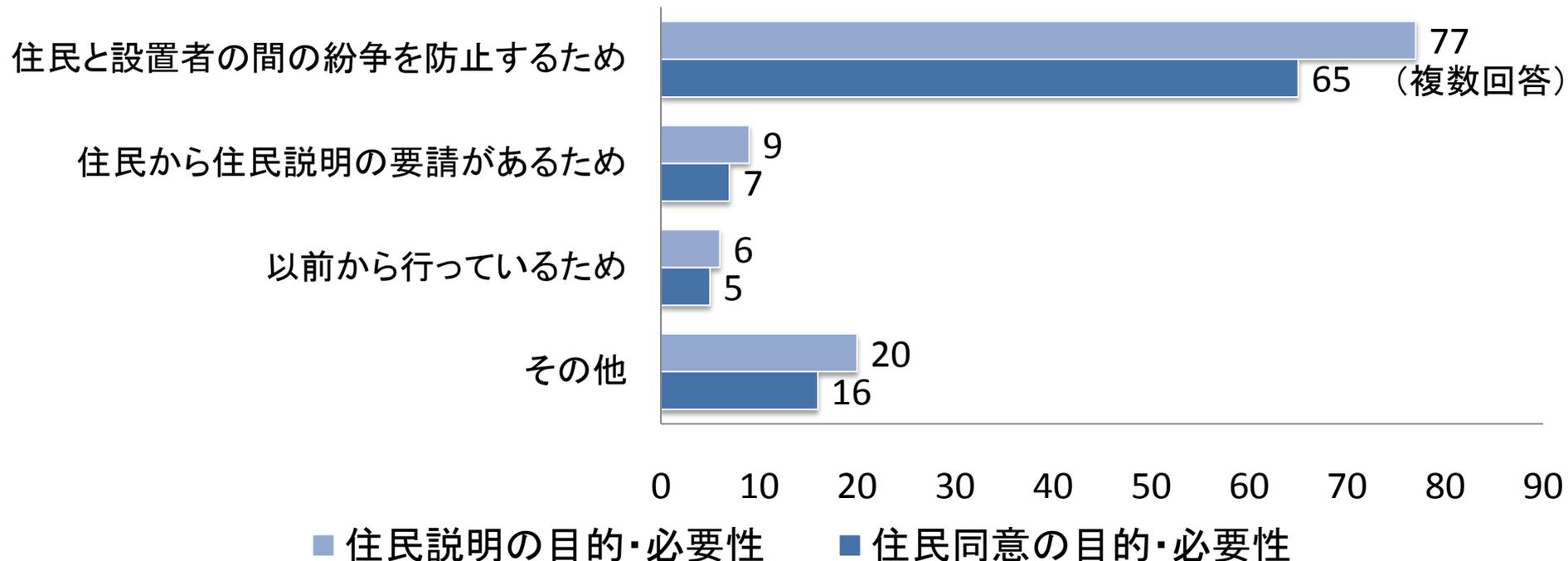
## 住民同意又は住民説明義務の根拠規定 (複数回答)



# 地方自治体が住民同意・住民説明を義務付ける 目的・必要性

住民同意又は説明を求めている自治体の約70%が、住民と施設設置者の間の紛争を防止することを目的としている。その他の目的・必要性としては、以下が挙げられた。

- ・住民からの要請のため、
- ・施設の円滑な設置・運営のため、
- ・地域住民に対する情報提供のため、
- ・事前に予測される生活環境保全上の問題点について相互に理解することにより施設設置を促進するため、
- ・住民の妥当な意見の反映

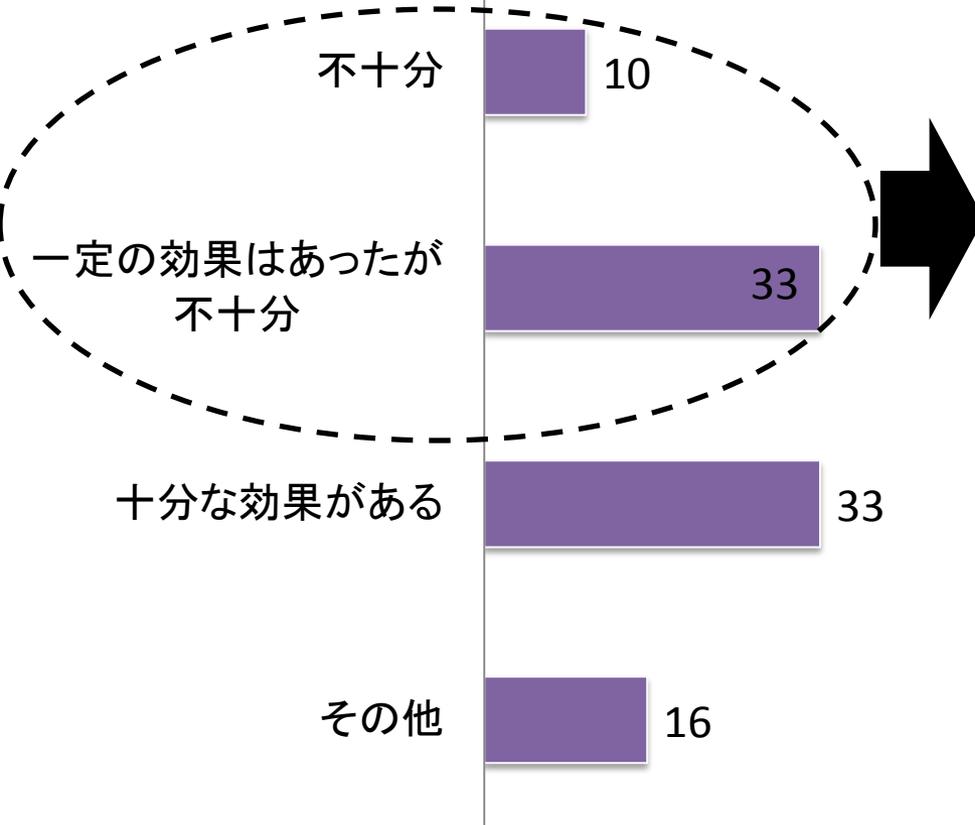


# 法律上の施設設置手続の効果について

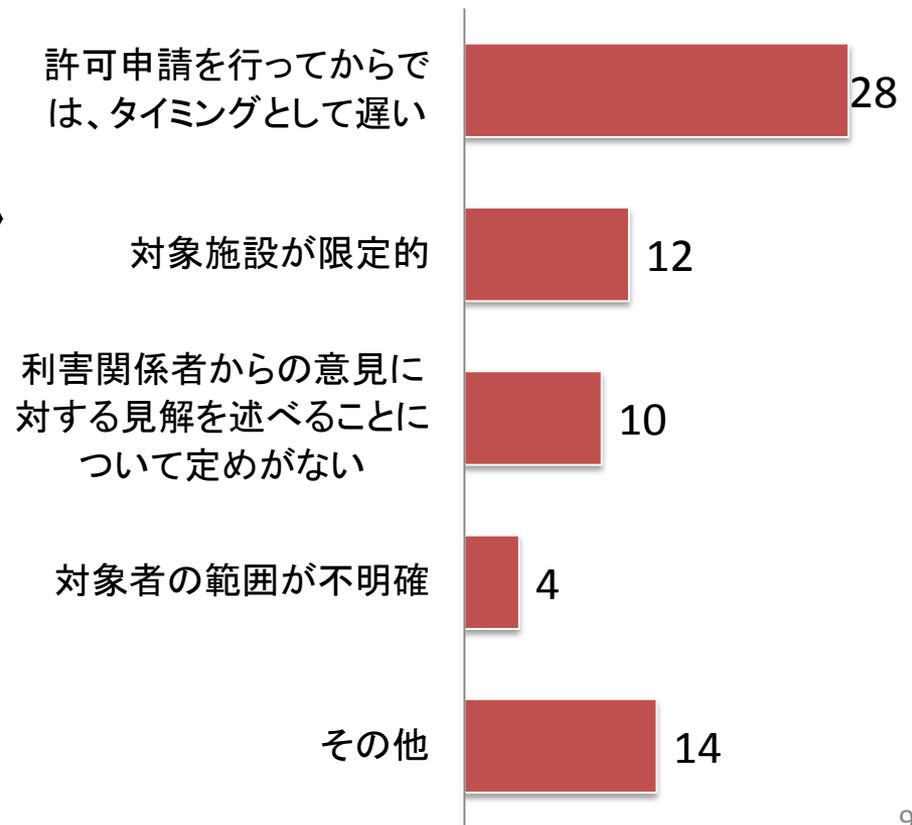
効果不十分とする理由として、許可申請を行ってからでは遅いという意見については、

- ・ 許可申請時点では、許可申請者は相当費用を費やしており、計画の変更が困難になる
- ・ 事業者が計画の再考をする期間が必要
- ・ 用地の取得や施設の建設計画の詳細が相当程度進行している状況である許可申請後の段階で住民に初めて情報公開されることになれば、かえって深刻なトラブルの発生を招きかねないという理由が挙げられている。

## ■ 施設設置手続における告示・縦覧、利害関係者等の意見提出の仕組みの効果について



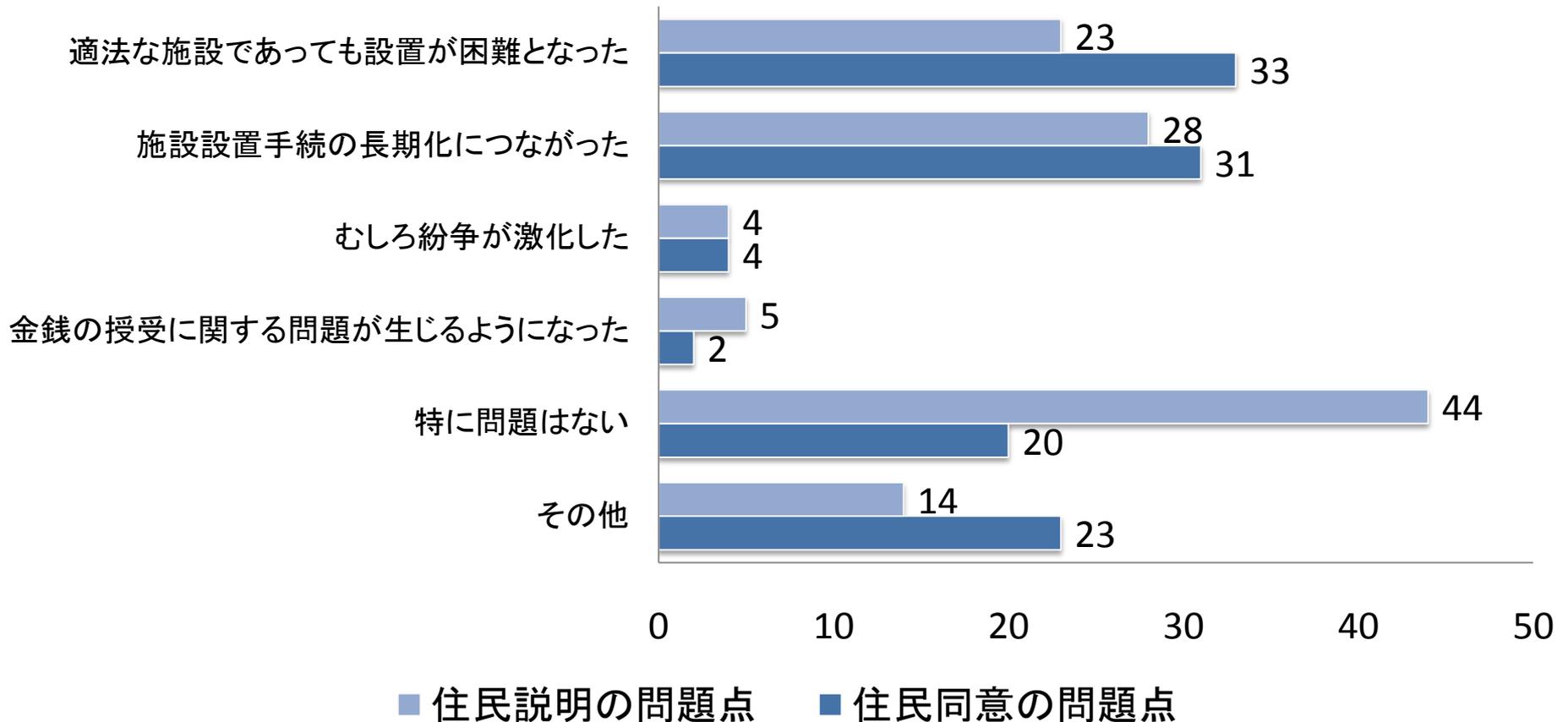
## ■ 不十分又は一定の効果はあるが不十分とする理由



# 住民同意・住民説明の義務付けにより生ずる問題点 (地方自治体の認識)

各自治体において住民同意又は説明について認識している問題点としては、適法な施設であっても、近隣住民等の反対のみをもって施設設置が困難になったり、手続が長期化することが挙げられる。

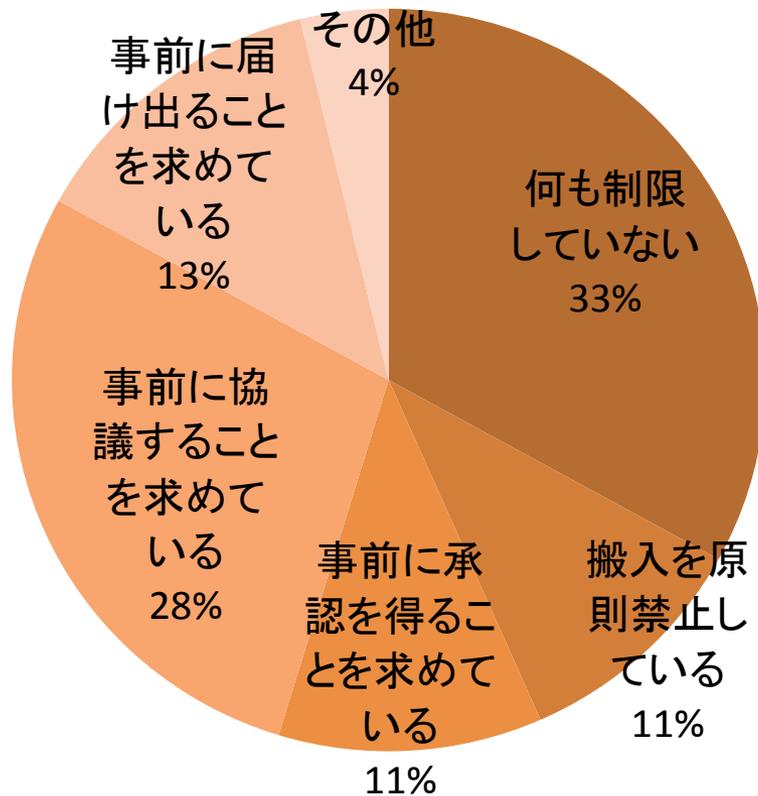
また、住民同意については、その他として、同意書を作成することに対する抵抗感から同意書取得が困難になることなどが挙げられた。



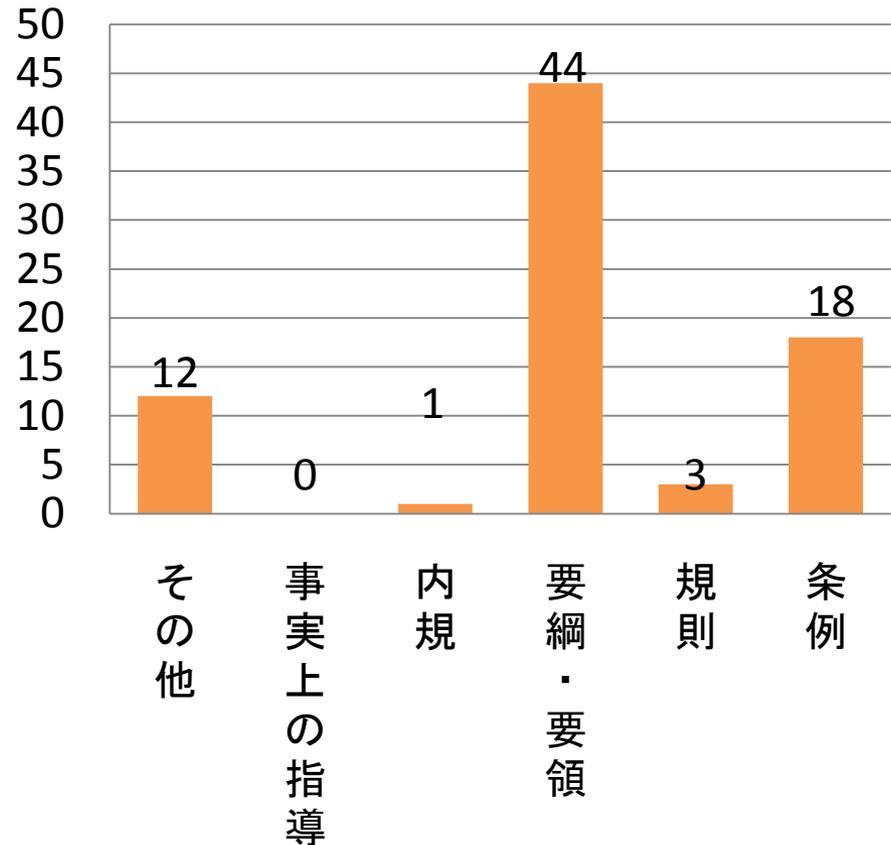
# 地方自治体における、区域外からの廃棄物の流入規制の導入状況について

区域外からの廃棄物の流入について、何も制限していない自治体は33%ある一方、原則禁止や事前承認制をはじめとする何らかの規制措置を設けている自治体は63%にのぼっている。

## 流入規制の義務付け状況



## 流入規制の根拠



# 地方自治体が流入規制を義務付ける対象・目的・必要性

各自治体において、区域外からの廃棄物の流入を何らかの措置により規制する目的・必要性としては、区域外からの流入について事前に把握するため、不法投棄等の不適正処理を防止するためなどが挙げられている。

## 流入規制を義務付ける目的・必要性

## 流入規制を義務付けている場合の対象となる廃棄物

区域外からの流入について事前に把握するため

不法投棄等の不適正処理を防止するため

区域外からの流入量を減らすため

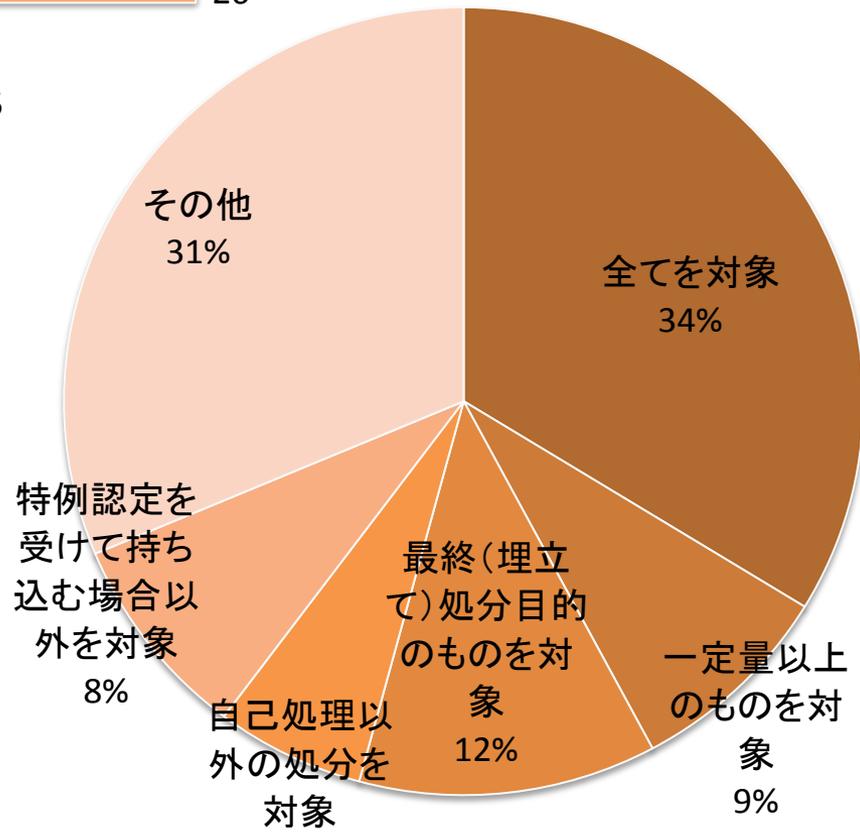
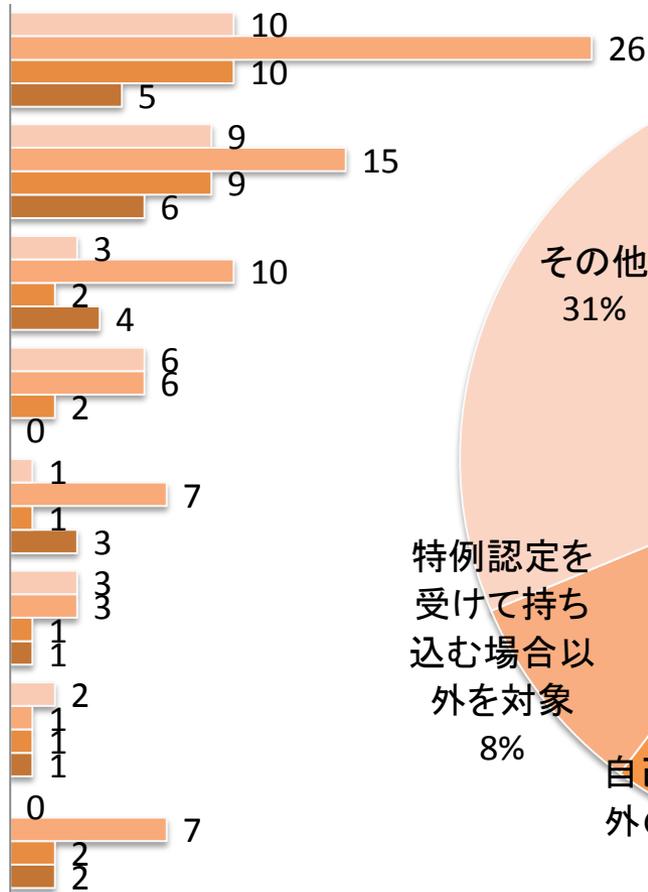
区域外の排出事業者へ指導するため

自区域内での処理を行うことを目指しているため

他の都道府県・政令市が行っているため

以前から行っているため

その他



(複数回答)

■ 事前届出 ■ 事前協議 ■ 事前承認 ■ 原則禁止

# 先行許可証の運用状況について

## 先行許可証制度

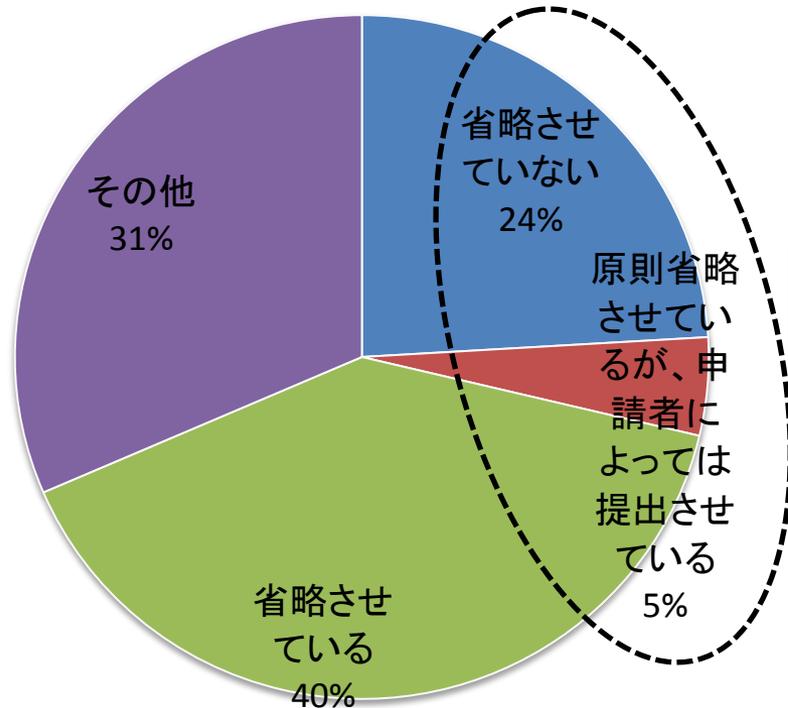
申請者・都道府県の事務の合理化のため、許可申請時の提出書類を一部省略できる仕組み。

既に取得した許可証を提出  
※ 住民票の写し等を添付して受けたもので、許可時から5年以内のもの

都道府県等は、次の書類を省略させることができる

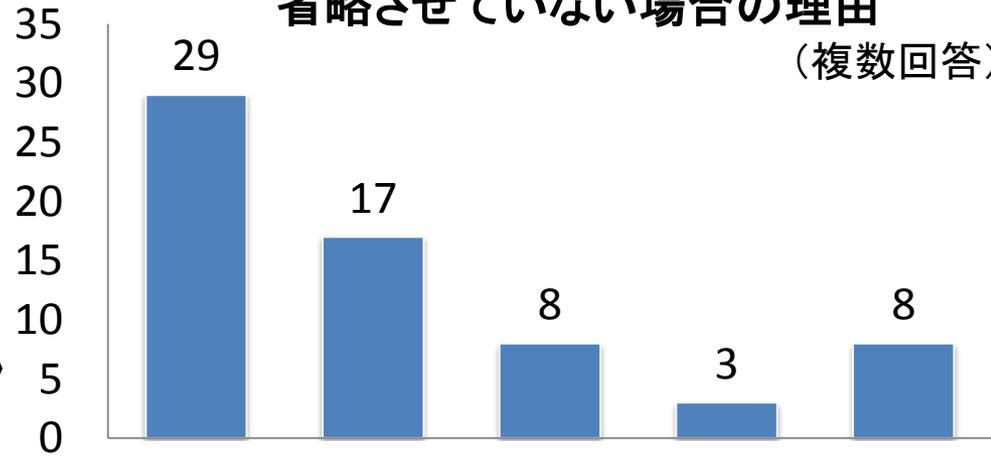
- 申請者の住民票の写し、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
- ※ 法人の場合はその役員、発行済株式総数の5%以上を有する株主・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者についても不要。
- 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書

## 先行許可証の活用状況 (住民票等を省略させているか)



## 省略させていない場合の理由

(複数回答)



過去に取得した許可証でも、許可申請時時点においてもなお適格か分からないため

他の自治体で許可取得しているため、適格だとは限らないため

指導・取締りに必要とない情報であり常時手元になく迅速な対応ができなくなるため

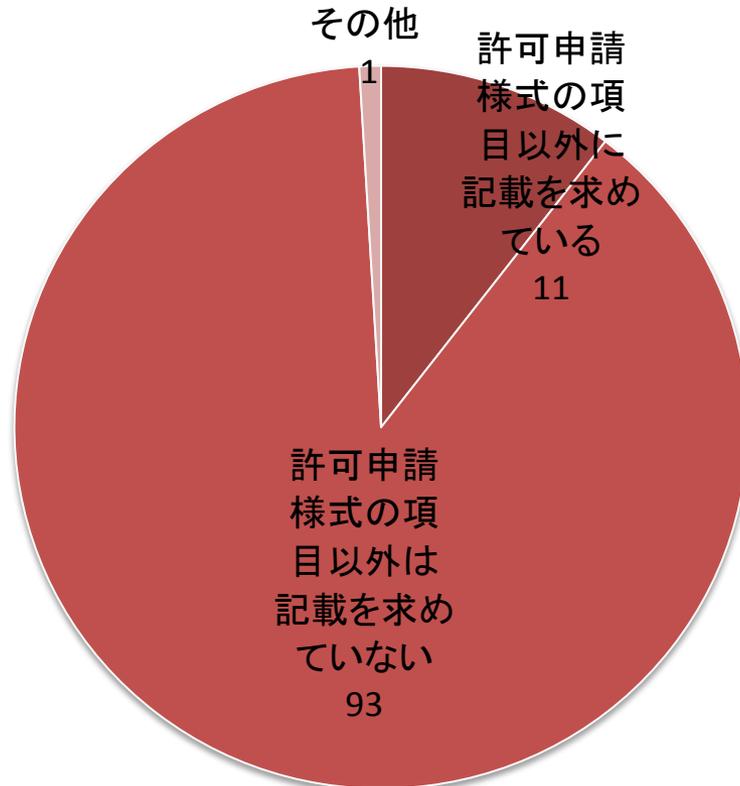
他の自治体から住民票等を送付してもらったのが煩雑であるため

その他

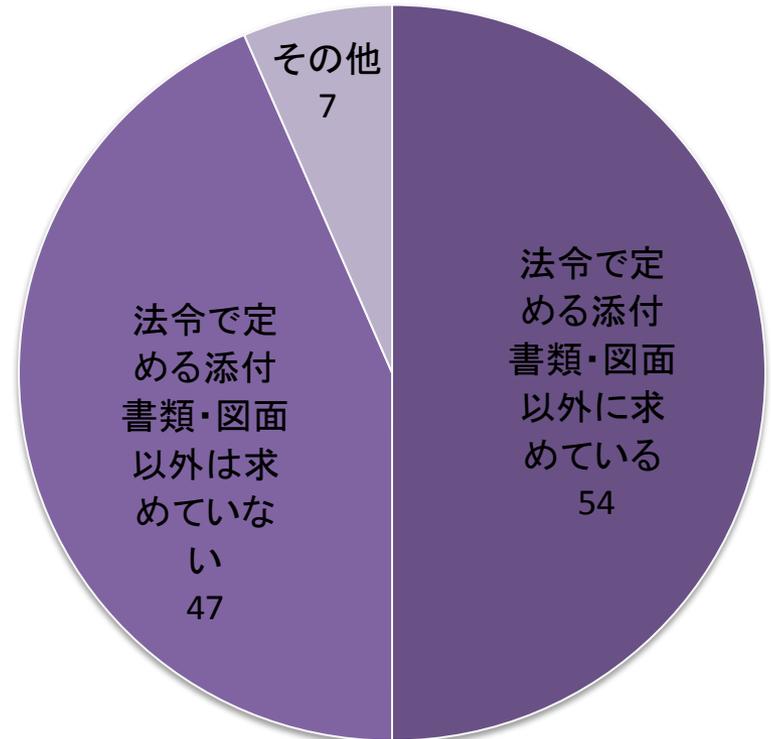
# 許可申請書記載事項等の地方自治体の運用状況

- 許可申請書等記載項目の追加事項としては、役員の新旧対照表、発行済株式総数の5%以下の株式を有する株主等の氏名等、確定申告書の写し、マニフェスト管理方法、等が挙げられた。
- 許可申請書等添付書類・図面の追加事項としては、従業員名簿、産業廃棄物の発生から処分までのフロー図、斜め前方・斜め後方からの車両の写真、委託契約書の写し、経理的基礎確認のための必要書類(中小企業診断士の経営診断書、確定申告書の写し、税の滞納がないことの証明書、納税額が0円又は重加算税の理由書等)、処理により生産される製品の種類・量・販売価格、土地及び施設の所有権を証する書類等が挙げられた。

## 許可申請書等の記載項目の追加の有無



## 許可申請書等の添付書類・図面の追加の有無



# 産業廃棄物に係る都道府県の法定外税

平成12年に創設された法定外目的税として、これまでに27の都道府県において産業廃棄物の処分等に係る税が導入されている。平成20年4月1日現在

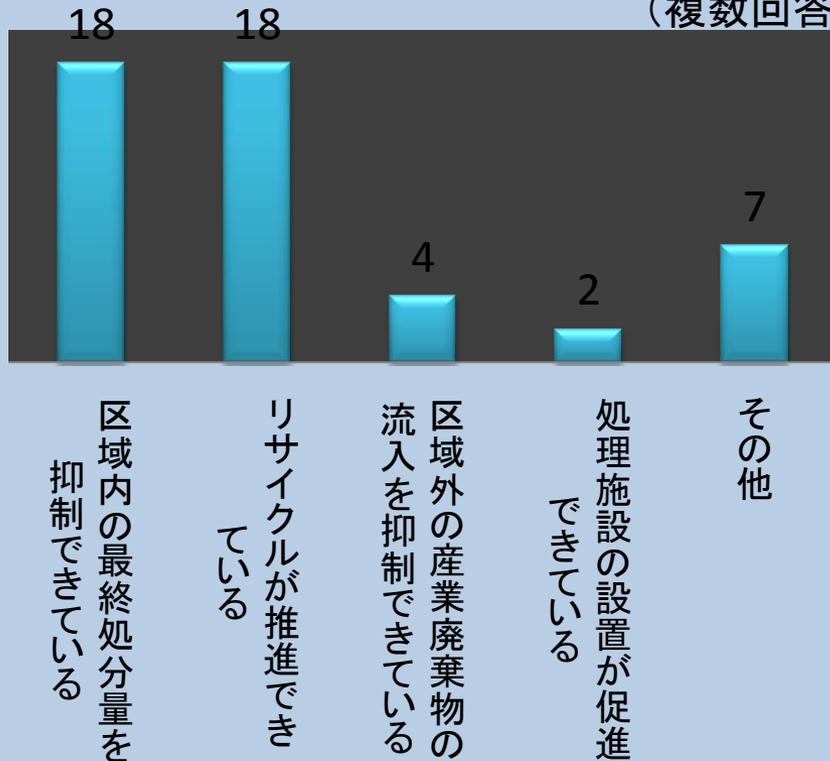
都道府県	課税客体	課税標準	納税義務者	税率	施行年月日	18年度 決算額 (百万円)	備考				
三重県	①中間処理施設への搬入 ②最終処分場への搬入	①当該産業廃棄物の重量 ②当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	1,000円/トン	平成14年4月1日	246	1,000トン未満免税				
滋賀県					平成16年1月1日	111	500トン未満免税				
岡山県	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	1,000円/トン	平成15年4月1日	802					
広島県					平成15年4月1日 (平成20年4月1日)	926	自社処分は原則課税免除				
鳥取県					平成15年4月1日 (平成20年4月1日)	6	自社処分は原則対象外 下水処理に伴う汚泥等は非課税				
青森県					平成16年1月1日	90	県が供給する工業用水で、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税				
岩手県						93					
秋田県						390	公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/トン				
奈良県					最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	1,000円/トン	平成16年4月1日	190	
山口県									平成16年4月1日	223	自社処分は原則課税免除
新潟県									平成16年4月1日	227	
京都府									平成17年4月1日	89	
宮城県										387	
島根県										150	
熊本県										172	
福島県									平成18年4月1日	380	自社処分は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2
愛知県										518	自社処分は500円/トン
沖縄県									平成18年10月1日	71	
北海道										104	平成18、19年度は暫定税率を適用
山形県	45										
愛媛県	平成19年4月1日	平年度見込額 264	自社処分は500円/トン 平成19～21年度は暫定税率を適用								
福岡県	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン					平成17年4月1日	335	
佐賀県										127	
長崎県										160	
大分県										334	
鹿児島県					111						
宮崎県					260						

# 産業廃棄物税の導入について

○ 現時点では、2自治体にて導入を検討しているが、その他自治体では導入予定なし。

## 産業廃棄物税の導入効果

(複数回答)



## 現時点では導入を検討していない理由

(複数回答)



導入を検討していない理由としてはその他、

- ・本来は処理責任のある排出事業者に直接課税すべきだが徴税が困難という課税対象の問題があるため
- ・県民の理解が得られるような緊急性の高い課題がないため
- ・排出事業者に新たな負担を求めることは、自助努力や市場の力による排出抑制等を減退させるおそれがあるため
- ・他県で設定されている税額と同程度の場合、産業廃棄物の減量化効果が小さいため
- ・近隣圏で既に異なる方式の産業廃棄物税が導入されており、二重課税を回避する必要があるが、都道府県間調整が困難であるためなどが挙げられている。

# 国際的な資源循環の状況

## 循環資源の国際的な動き

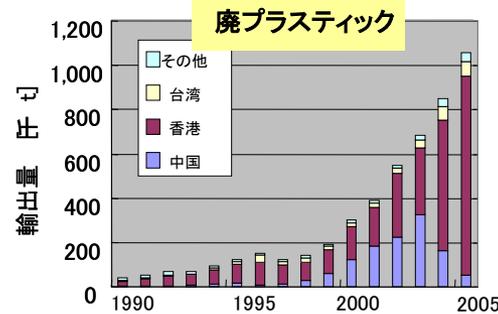
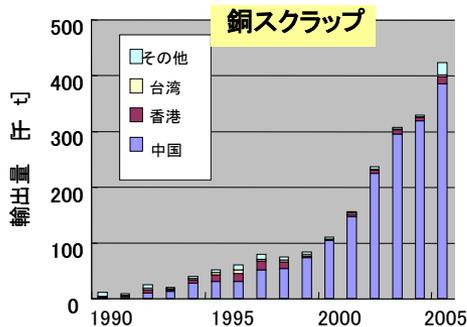
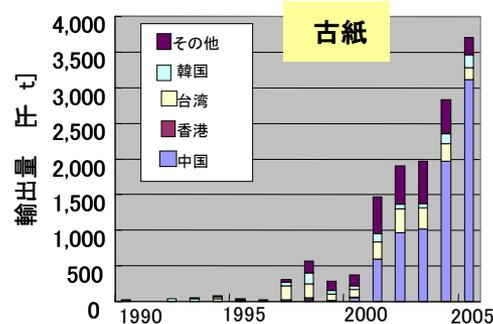
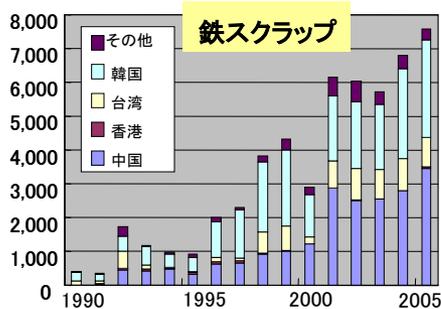
現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加

リサイクルの進展や資源需要の増加による循環資源の越境移動量の急激な増加

→循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性（E-waste問題等の発生）

## 循環資源の輸出の推移

## アジアにおける廃棄物処理の現状



出典：財務省貿易統計

## 中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。（2006年）

## インドネシア

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩落。147名の死者を出す惨事となった。

# 廃棄物処理法の輸出入規制概要

## 国内の処理等の原則（法第2条の2）

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

## 輸入許可（法15条の4の5）

### 許可の基準

- ・ 国内における廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- ・ 申請者が当該廃棄物に応じた処理能力を持つ産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設を有する者等であること

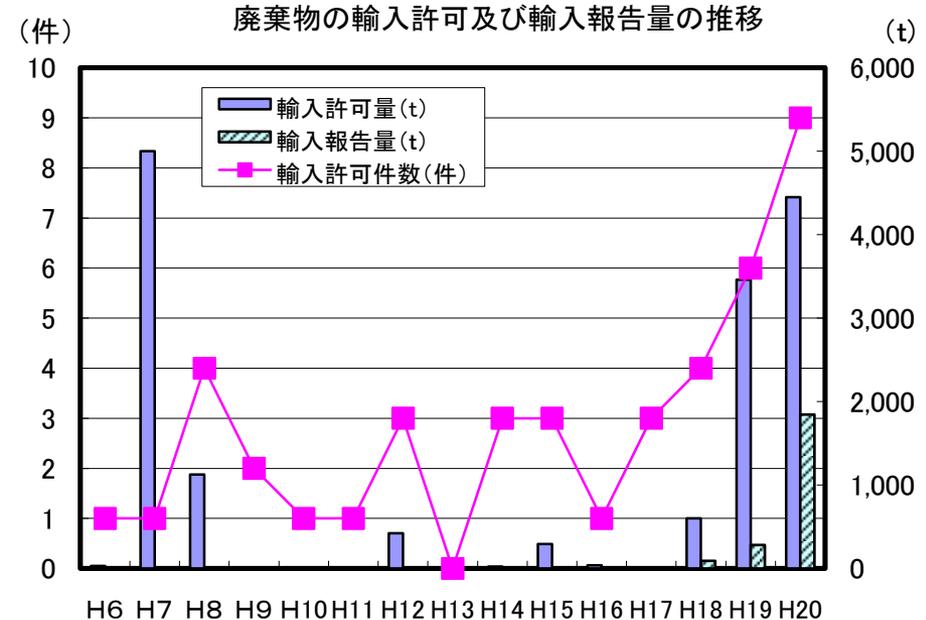
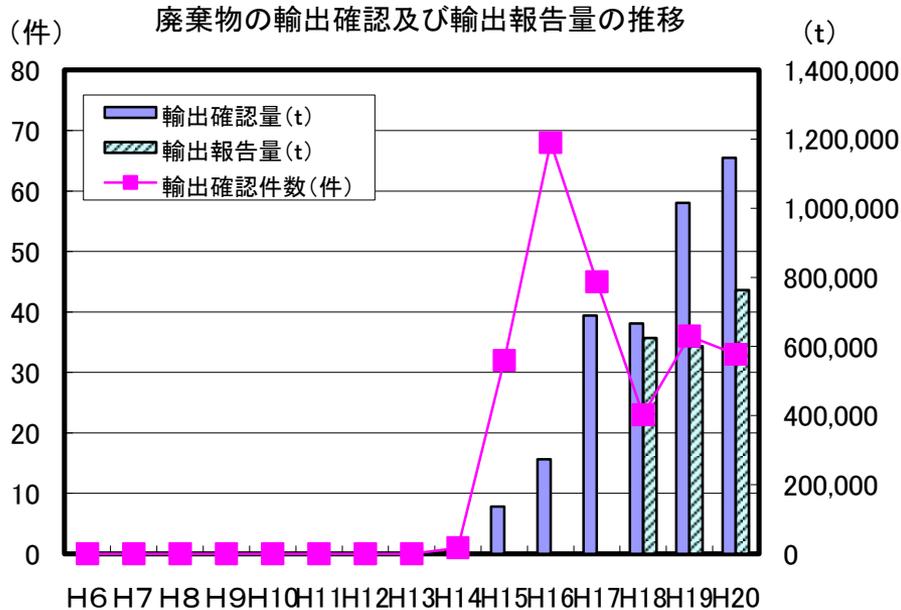
## 輸出確認（法第10条、法第15条の4の7）

### 確認の基準（①③④又は②③④）

- ① 国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難であること
- ② 国内処理が困難な廃棄物以外については、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
- ③ 国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ④ 申請者が法的な処理責任を持った者  
（一般廃棄物：市町村、産業廃棄物：排出事業者等）であること

# 廃棄物の輸出入実績 (H20)

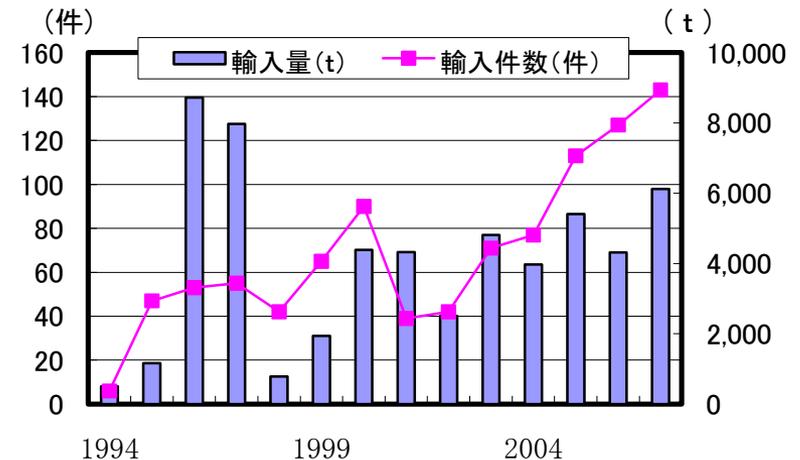
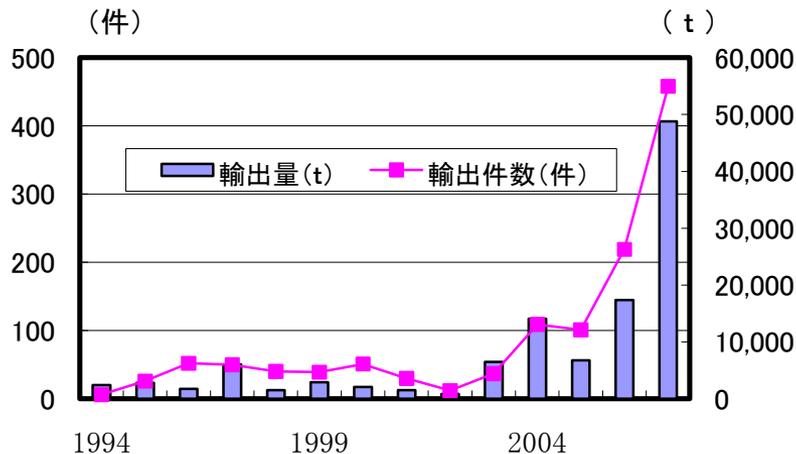
我が国からの輸出			我が国への輸入		
輸出確認	33件 (36)	1,145,600トン (1,015,340)	輸入許可	9件 (6)	4,450トン (3,461)
輸出報告量		762,897トン (600,686)	輸入報告量		1,843トン (282)
相手国	韓国		相手国	タイ、フィリピン、韓国、台湾、香港	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、廃蛍光管、使用済み感光体ドラム、使用済みカートリッジ等	



※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

# 特定有害廃棄物等の輸出入実績 (H20)

我が国からの輸出			我が国への輸入		
相手国への通告	64件 (26)	225,992トン (99,850)	相手国への通告	38件 (42)	20,995トン (23,228)
輸出の承認	55件 (16)	218,590トン (53,600)	輸入の承認	31件 (28)	19,617トン (16,107)
輸出移動書類の交付	458件 (219)	48,788トン (17,357)	輸入移動書類の交付	143件 (127)	6,123トン (4,314)
相手国	韓国、ベルギー、米国		相手国	フィリピン、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、中国等	
品目	鉛灰、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、ハンダのくず、ニッケルスラッジ等		品目	銅スラッジ、銀スラッジ、亜鉛スラッジ、廃蛍光灯、基板くず、電子部品スクラップ、ニカド電池スクラップ等	



# 製造事業者等における 国外廃棄物の輸入取組事例

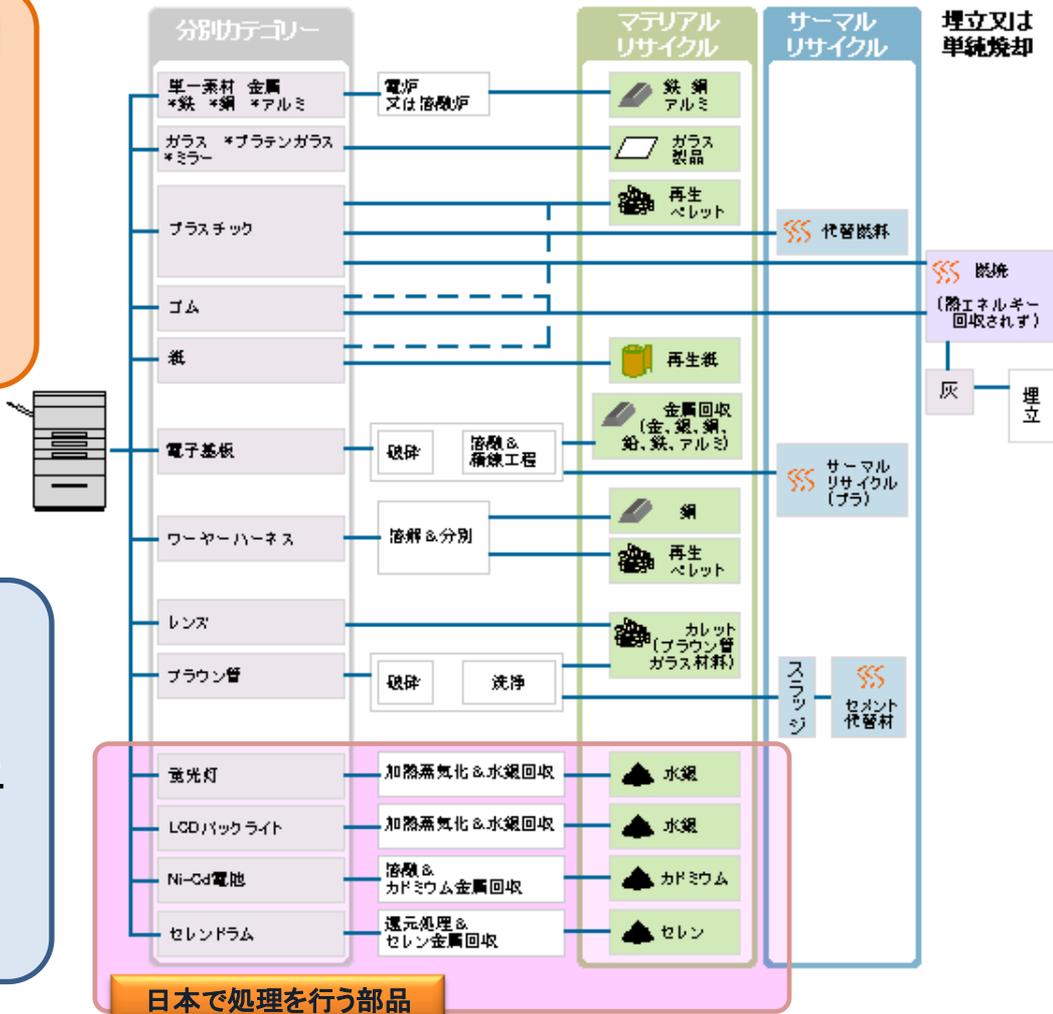
## 自社の海外工場で発生した廃棄物を我が国に輸入・処理

(例) 海外工場・事務所で廃棄され、途上国で適正処理が困難な廃蛍光管やバックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源回収

## 海外において販売された自社製品を回収し、我が国に輸入・処理

(例) 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収

マテリアルリサイクルフロー (FXEMモデルケース)



(富士ゼロックス株式会社HPより)